

「福島原発事故の責任をただす！ 告訴宣言」

福島原発事故から1年を過ぎた今なお、事故は全く収束せず被害は拡大の一途をたどっています。美しい自然と豊かな生命をたたえたふるさと、何ものにも代え難い共同体を失った私たちは、地域社会の分断という重荷を背負い、いつ終わるともしれない苦難の中にいます。

福島原発事故は、すでに日本の歴史上最大の企業犯罪となり、福島をはじめとする人々の生命・健康・財産に重大な被害を及ぼしました。原発に近い浜通りでは、原発事故のため救出活動ができないまま津波で亡くなった人、病院や福祉施設から避難する途中で亡くなった人、農業が壊滅し、悲観してみずから命を絶った農民がいます。

このような事態を招いた責任は、「政・官・財・学・報」によって構成された腐敗と無責任の構造の中にあります。とりわけ、原発の危険を訴える市民の声を黙殺し、安全対策を全くしないまま、未曾有の事故が起きてなお「想定外の津波」のせいにして責任を逃れようとする東京電力、形だけのおざなりな「安全」審査で電力会社の無責任体制に加担してきた政府、そして住民の苦悩にまともに向き合わずに健康被害を過小評価し、被害者の自己責任に転嫁しようとしている学者たちの責任は重大です。それにもかかわらず、政府も東京電力も、根拠なく「安全」を吹聴した学者たちも誰一人処罰されるどころか捜査すら始まる気配がありません。日本が本当に法治国家かどうか、多くの人々が疑いを抱いています。

生命や財産、日常生活、そして「健康で文化的な最低限度の生活」さえ奪われた今、すべての人々がそれを奪った者への怒りを込めて、彼らの責任を追及し、その罪を認めさせなければなりません。そのために、最も深刻な被害を受けている福島でまず私たちが立ち上がり、行動しなければなりません。告訴団を結成した理由もここに 있습니다。

私たちは、彼らに対する告訴を福島地検で行うことを決めました。自分たちも放射能汚染の中で被曝を強要されながら存在しなければならない矛盾、逃れられない厳しい現実を背負う福島の検察官こそ、被害者のひとりとして、子どもを持つ親として、この事故に真摯に向き合うべきだと考えるからです。

私たちは、自分たちのためだけにこの闘いに踏み出すものではありません。日本政府は、あらゆる戦争、あらゆる公害、あらゆる事故や企業犯罪で、ことごとく加害者・企業の側に立ち、最も苦しめられている被害者を切り捨てるための役割を果たしてきました。私たちの目標は、政府が弱者を守らず切り捨てていくあり方そのものを根源から問うこと、住民を守らない政府や自治体は高い代償を支払わなければならないという前例を作り出すことにあります。そのために私たちは、政府や企業の犯罪に苦しんでいるすべての人たちと連帯し、ともに闘っていきたいと思います。

この国に生きるひとりひとりが尊重され、大切にされる新しい価値観を若い人々や子どもたちに残せるように、手を取り合い、立ち向かっていきましょう。

2012. 3. 16

福島原発告訴団結成集会参加者一同

福島原発告訴団 会則

1、名称

この団体の名称は、福島原発告訴団といたします。

2、目的

この団体は、東京電力福島第1原子力発電所の事故により被害を受けた住民で構成し、原発事故を起こし、被害を拡大した東京電力株式会社及び国の原子力委員会、原子力安全委員会、経済産業省原子力安全・保安院等の責任者を刑事告訴することを目的とします。

3、活動

この団体は、上記の目的を達成するために、次の活動を行います。

- 1) 東京電力の役員を筆頭に、原子力行政に携わり、原子力発電の危険性を放置し、原発事故の被害を拡大した関係者を特定します。
- 2) 1)で特定された人物について告訴状を作成します。
- 3) 広く告訴人を募り、集団で刑事告訴を行います。

4、構成

この団体は、上記の目的に賛同し、刑事告訴を希望する個人で構成します。

5、役員

1) この団体の役員として、団長1名、副団長2名、幹事若干名、会計1名、監事2名を置き、任期は2年とします。

6、事務局

1) この団体の事務を処理するため、幹事の中に事務局担当を置きます。
2) 事務局担当には、事務局長と事務局次長及び事務局員を置きます。事務局は福島の事務局本部と各支部におきます。

7、会議

- 1) この団体の会議は、総会及び役員会とします。
- 2) 総会は年1回開催し、活動の計画・報告・予算・決算・その他重要事項の審議を行います。
- 3) 役員会は、団長と副団長及び幹事で構成し、この会の運営に必要な事項を協議します。
- 4) 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決めます。

8、会計

- 1) この団体の収入は、会費及び寄付金、その他とします。
- 2) この団体の支出は、3項の活動の実施経費と、この団体の運営経費とします。
- 3) 監事は、この団体の会計を監査します。
- 4) この団体の会計年度は暦年とします。

9、会費

この団体の会費は、個人一口1,000円とし、各自一口以上とします。

10、委任

この会則に定めのない事項については、総会で決定します。

11、解散

この団体は、その目的が達成されたと判断したときに解散します。

12、付則

この会則は、平成24年3月16日から施行します。